

第 1 0 回 上下水道事業審議会 議事録

第 1 0 回 上下水道事業審議会 議事録		
日	時	令和 7 年 2 月 27 日（木） 午後 2 時から午後 3 時 40 分まで
場	所	福崎町役場 第 1 委員会室
出席者	委員	瓦田会長、後藤副会長、前川委員、吉高委員、小林委員、小幡委員、松岡委員、田中委員、後藤委員、勝本委員、近藤委員
	事務局	尾崎町長 福永公営企業管理者、橋本課長、清水課長補佐、植戸係長、藤岡係長
欠席者	委員	沖田委員

開会

あいさつ

会長あいさつ

町長あいさつ

協議

- 1 適正な工業用水道料金の水準について
- 2 その他

内容

事務局：協議事項 1「適正な工業用水道料金の水準について」資料に沿って説明

委員：別紙資料 3 について、左から 3 列目に契約欄がある。この日量は現在の契約状況を記載しているのか。

事務局：契約欄は、令和 5 年度の実績をお示ししています。

委員：「企業 28」はこの料金改定により約 240 万円も値上がりをしてしまう。その結果を踏まえ、契約水量を見直すことは可能か。

事務局：契約水量は工業用水道事業給水条例により 1 日 50 m³以上と決まっています。50 m³以下に変更することはできません。

委員：それでは増量することは可能か。

事務局：工業用水道事業は 2,000 m³／日の認可を得ています。現在 1,850 m³／日の契約を結んでいるため、あと 150 m³で上限に達してしまいます。このような状況は受水企業に説明

をさせていただいており、契約水量については現状を維持してほしい事もお伝えしています。また、新規で進出してくださる企業があった場合その企業と契約が結べるように、契約水量に余裕をもたせている状況です。

委員：「企業 28」が今回の料金改定により一番影響を受ける。この企業に納得していただけるかがポイントになる。

事務局：「企業 28」の企業には工業団地に進出される前に丁寧に説明をさせていただき、この条件で良ければということで進出していただいています。今回の料金改定についても受水企業説明会で説明させていただいています。

委員：減価償却費があるにも関わらず資産維持費を計上している理由を示してほしい。

事務局：減価償却費は、収益的支出の中で見込んでいますが、この減価償却費は、資本的収支の不足額を補てんするために使用しているため、なかなか財源として貯まっていません。費用の中にその資産を維持する部分と再構築する部分というものを新たに加えないと、工業用水道事業の施設の維持が難しくなります。資産維持費を総括原価の中に加えることによって、施設更新の財源を確保しようと考えています。

委員：次の固定資産を構築するために減価償却費を積み立てている。減価償却費だけでは足りないという事か。

事務局：一言でいうと、足りないという事です。

会長：減価償却費は固定資産の購入費用を、その資産の耐用年数で分割して経費として計上するものである。この減価償却費は給水収益で賄わなければいけない部分である。一方資産維持費は、将来の更新費用が新設当時と比較して増大することが見込まれる場合、その増大分を費用として計上し、その差を埋めるためのものである。費用が増大するのは、施設が耐震化などにより高機能化していること、物価が上昇していることなどが理由である。つまり取得価格だけを減価償却費で内部留保していても、同じ資産が更新できない場合があるということである。この不足額を補填するために、資産維持費を計上し、今から少しずつ利益を確保し、そこで発生した利益を内部留保していく必要がある。

委員：福崎工業団地において、丸紅から贈与を受けた資産はいくらありその資産の更新計画はどうなっているのか。贈与された固定資産については、これらの表のどの部分に記載されているのか。また贈与された資産の更新費用は資産維持費に含まれているのか。

事務局：確認させていただきます。

会長：事務局が確認している間、説明を加えさせていただくことにする。委員からご指摘いただいた点は、重要なところである。これまでの料金算定の考え方では、贈与された資産や工事負担金で取得した資産に関しては、長期前受金戻入として収益化計上し、料金として回収していない。つまり贈与された資産については、財源が留保できていないことになり、将来的に大きな課題となる。この課題を解決するために、贈与された資産については資産維持費を計上し賄うべきであると考えます。しかし、贈与された資産全てを資産維持費

で賄うとすると、非常に高い資産維持費になってしまう。貸借対照表が手元がないので確かな数字ではないが、福崎町の工業用水道事業はおそらく贈与または工事負担金で取得された固定資産が3割以上あると考えられる。この部分の更新費用が留保できていないことが将来大きな問題になる。この部分を補うために資産維持費を計上し、その利益を内部留保し、その施設更新に備えるのか、それとも更新費用全額を企業債で賄うのか決めておかねばならない。ただ、企業債を発行した場合、多額の支払利息を支払うことになり、今後は高い率での料金改定が必要になる。

事務局、答弁の準備はどうか。

事務局：もう少しお時間を頂きたいと思います。

会長：貸借対照表の負債の部に長期前受金がある。収益化計上した部分を除いた残額は、工事負担金、国庫補助金、受贈財産の残高になる。その額を示していただきたい。

事務局：長期前受金は7億7,000万円、収益化累計額は4億8,000万円です。

会長：土地を除いた固定資産の総額はいくらか。

事務局：約5億4,000万円です。

会長：償却していない資産5億4,000万円に対し、長期前受金のうち収益化累計額を除いた部分は約3億である。つまり約6割は過去に工事負担金、国庫補助金、受贈財産などで賄われた固定資産で、この部分の更新にかかる資金は留保できていないことになる。この部分の更新費用について、資産維持費で賄うのか企業債で賄うのか、意思決定が必要である。現在、企業債未償還残高はいくらか。

事務局：企業債の未償還残高は約2億3,000万円です。

会長：全額企業債で更新することを選択した場合、企業債の残高が現在の2倍以上、単純に計算すると支払利息も2倍以上になる。

先程委員からご指摘があった受贈財産や工事負担金で取得された資産について、今回の資産維持費の計算に含まれているのかという質問について回答は可能か。

事務局：少しお時間をください。

会長：それでは私から回答させていただくことにする。今回示された資産維持費の計算に受贈財産や工事負担金で取得された資産は含まれていない。今回の資産維持費の考え方は非常に特異なものとなっている。事務局と意見交換をおこなっているところであるが、今回の資産維持費の考え方は、本来の考え方と乖離している。資産維持費の算定方法は、日本水道協会、日本下水道協会それぞれちがっている。また、経済産業省が示している工業用水道料金の算定要領では、資産維持費について具体的な算定方法が示されていない。つまり工業用水道事業の資産維持費の算定方法は、各事業体に任されている部分になっている。

ただ、基本的な考え方としては、将来の施設更新にいくら財源が必要なのか、そしてその必要な財源から内部留保できている財源を差し引いた後、どれぐらいの財源を確保しな

いといけないのか、このように逆算して資産維持費を計算しないといけなくなっている。将来工業用水道の管路の更新をどうするか、更新する場合は更新費用がいくらかかるのか、計算しなければいけない。

今回事務局が作成した資産維持費の算定は、必要な経費から求めたものではなく、資金残高から求めている。つまり、事業を運営していくためには毎年どれくらいの資金を最低限確保しないといけないのか、その資金残高の目標を設定して、その資金残高の目標と現状の手元の資金残高との差額部分を資産維持費として算定している。

この算定方法では受贈財産や工事負担金で取得した固定資産の更新費用はほぼ回収できないという状態になってしまう。その部分を回収しようとする、今の料金が2倍3倍になる。

それでは、事務局から回答をお願いします。

事務局：今回お示ししている資産維持費には、受贈財産や工事負担金で構築した固定資産は、含んでいません。

委員：再度確認させていただく。今日の資料の資産維持費の中には、七種川水管橋更新工事や当面計画している工事のみ含んでいるという事か。

事務局：新規取得分も対象資産に加え、10年間で予定している事業費を基にして資産維持費を計算しています。

委員：それでは、贈与された資産分も含めて今後10年間で更新が必要なものを計算しているということか。この料金改定で資金が足りるのか。全体の計画をどう見ているのか。

事務局：工業用水道の施設については、未更新で老朽化しているところが60%以上残っています。その中でも七種川水管橋の更新工事と水管橋付近の老朽化した送水管の更新工事は喫緊の課題となっています。それらの更新工事にかかる費用が不足するため料金改定が必要となっています。また、工業用水道事業を持続可能なものとするために、今後の管路の更新については受水企業のみなさんと協議した上で、優先順位をつけて更新していきたいと考えています。

会長：今回提案されている資産維持費は、今後10年間の資金残高の目標値に対して不足している資金分を資産維持費と考えている。この方法で将来の更新財源が十分確保できているのかについては疑問である。管路の更新をどうするのか、そしてその費用はいくらかかるのか、その議論を先にしないといけない。

委員：福崎町の工業団地は昭和52年に供用を開始されており、供用開始されてから、50年近く経過している。この工業用水道事業に今、大きな問題が起こっている。七種川水管橋が非常に傷んでいるという問題である。この水管橋は水源の近くにあり、工業用水道事業にとって非常に重要な施設であるため、どうしても早急に修理しないといけない。この水管橋の修理を令和7年度、令和8年度に行い、その費用が2.4億円必要である。この2.4億円をどうやって賄うのかといえば、受益者負担の原則から考えると、受水企業で負担することになる。その2.4億円をどのように負担していただくのかシンプルに言うところだけの問題である。ここで事務局が工夫をしているのは料金算定期間についてである。料金算定期間を10年とした場合、改定率が25.83%となる。ただ、これから10年先の受水企

業が使用する水使用量を正確に予測することは大変難しいこと、物価上昇の影響で10年先の費用を正確に見込むことは困難なこと、これらの理由から料金算定期間を5年ごとに区分して改定率を設定している。

今回のシミュレーションは下水道事業のようなA案B案というような選択肢はない。非常にシンプルで分かりやすい。

会長：先程の委員のご意見について1点修正させていただく。減価償却は耐用年数38年で行っているため、2.4億円の投資は算定期間の10年間で全部回収できない。

先ほどご指摘があったとおり、今回のシミュレーションでは下水の時にお示ししたようなA案、B案というような選択肢がない。基本料金、従量料金、超過料金を同じ改定幅で改定していくという考え方である。この点について委員の皆さんのご意見をお伺いしたい。

委員：本日の審議会では一番ご意見を伺いたい方が欠席されている。この説明を聞かれたら、「A案、B案はないのか。選べないのか」とおっしゃるのではないかと。企業側は、一方的に1つの案を押し付けられていると感じられるのではないかと。ただ、受水企業の方に丁寧にご説明され、理解が得られているのであれば別であるが、別紙資料3の「企業28」のように240万円も値上がりするような企業にとってみれば、現実是非常に厳しい。240万円も利益を増やすのは簡単なことではない。

1点質問したい。第9回上下水道事業審議会の別紙資料2の中に資金残高計算書が示されている。その中の積立金の中に建設改良積立金という項目があり、毎年2,400万円の積み立てをされている。このお金はどこにあるのか。そして、この建設改良積立金はどのような時に使用するのか。

事務局：受水企業のみなさんには前もってこの改定案について説明させていただいています。その際には、本日欠席の委員もご出席いただいております。受水企業説明会で工業用水道事業にとって非常に重要な七種川水管橋の損傷が激しく、その水管橋が壊れてしまうと、工業団地に水が送れなくなるということについてご説明したところ、早急に修理をするよう希望がありました。

建設改良積立金については、毎年24,097,186円を積み立てているのではなく、令和5年度末時点でこの金額があるということです。また、建設改良積立金は今回のような大きな工事をする際に取り崩して使用するもので、2年か3年でこの積立金もなくなってしまうのではないかと考えています。

委員：必要な費用の50%は建設改良費から支出し、残りの50%は企業債を発行するという認識で間違いはないか。

事務局：概ね委員ご指摘の通りですが、令和7年度から令和9年度における必要な更新費用は全額建設改良費に計上されています。そのうちの約50%は企業債を発行し、資金調達します。また、令和7年度については水管橋の更新工事について2,180万円の国庫補助金を受けることができたため、国庫補助金も見込んでいます。企業債の発行収入と国庫補助金を差し引いた残りの部分は、先程ご指摘があった建設改良積立金および過去の減価償却により内部留保できた財源を充てることになります。

会長：建設改良積立金は、過去に利益が出た際に、将来の建設改良に備え積立しておいたものです。

委員：更新していない送水管について、今後 10 年間本当に使えるのか心配している。本当に大丈夫なのか。

それからもう 1 点。地方活性の観点から考えると、工業団地の企業は守っていかなければいけない。日本国内で生産拠点を置くという事は大切である。政府は工業用水道事業に対して国庫補助金などの新しいメニューを提案していないのか。

公営企業管理者：受水企業会を開催し、工業用水道事業の現状と今後の課題について説明させていただいております。その際、未耐震管が全体の 65%、距離にして 6,000m あることもご報告しております。この未耐震管をどの部分から、そしてどの時期に更新していくのか受水企業のみなさんと丁寧に協議を重ねていきたいと考えています。

先程委員からご指摘のあった 50 年経過した管についてですが、管は埋設状態にあるため、耐用年数の 1.5 倍くらいの長寿命化も可能なのではないかと考えています。試掘し管の状況を確認し、受水企業のみなさんと相談しながら更新を進めていきたいと思っています。

国庫補助につきましては、町長や担当者が国へ何度も要望活動を行っています。その成果なのか、令和 7 年度は国庫補助金の採択を受けることができるようになりました。引き続き要望活動を続けながら国庫補助金をいただけるよう活動していきたいと考えています。

会長：1 点確認したい。資産維持費は実際に支出する費用ではないため、利益として計上できるはずである。実際にかかるであろう費用は給水収益で賄い、そのうえで資産維持費を見込むのであるから、その資産維持費分は将来の更新財源として確保し留保すべきものである。本日配布資料 4 ページに資産維持費の年平均額が 233 万円とある。それにもかかわらず、令和 9 年度以降の収益的収支が 233 万円以上になっていない。233 万円の利益が確保できていない。この点についてはどうか。

事務局：会長ご指摘のとおりです。資産維持費を計上しておきながら利益が確保できていません。今回は別紙資料 1 の 3 ページ最下段の資金収支が 3,500 万円を維持できるように資産維持費を決めております。本来の資産維持費の考え方と違うかもしれませんが、今回は資金残高が 1 年間の給水収益を下回らないように資産維持費を設定しています。

会長：つまり 3 ページの試算は、目標の資金残高を達成するために計算した改定率でシミュレーションしたものであるとの理解していいのか。資産維持費は含まれていないということか。あるいは、資産維持費をこれに加算するとさらに高い改定率が必要であるという別表を示す必要があると理解していいのか。

事務局：会長ご指摘の通りで、資産維持費以上の当年度純利益を確保しなければ資産維持費を見込んだとは言えないという事であれば、事務局が示している資産維持費はただ単に不足分を補うための費用ということになります。

会長：つまり 3 ページの料金改定後の収益的収支の表は、資産維持費を計上したシミュレーションになっているとは言いがたい部分がある。今回のシミュレーションは目標としている資金残高に達成するため、その不足額を補うための料金改定率になっているという認識で間違いはないか。

事務局：その通りです。

会長：今回事務局から、令和7年度から令和11年度の料金改定率を22.06%にするとの案が提出されているが、委員の皆さんのご意見はどうか。

委員：今回の資料において、資産維持費を見込まれているのに、今回の試算には資産維持費が見込まれていないという説明が理解できない。

事務局：今回の資産維持費は資金不足を補うための経費という形となっています。本来の資産維持費の考え方と相違があります。別紙資料1の3ページ下から6行目に給水収益をお示ししています。令和8年度以降の給水収益は3,786万円となっています。この1年間の給水収益と同等額の資金残高を確保できるよう料金改定率を計算しております。

会長：補足説明をする。第10回審議会資料4ページに記載している「資産維持費として必要な額11,669千円」は資産維持費ではなく、目標資金残高に対して5年間で不足している額ということになる。この不足額を今回事務局では資産維持費とみなしている。この額を資産維持費とするのであれば、毎年233万円の利益を計上しなければならない。

委員：だんだん議論が専門的で複雑になってきたため、理解ができなくなってきました。少し確認させてください。今回は水管橋の一部だけ資産維持費を見込んでいるのか。それとも、本来の考え方とは全く違う方法で、不足分を資産維持費と見込んでいるのか。

事務局：資金不足分を資産維持費としています。審議会資料3ページをご覧ください。この表の中段に薄いオレンジ色に色塗りしている部分があります。これを資産維持費とみなしています。令和7年度から令和11年度では11,323千円、令和12年度から令和16年度では6,232千円、令和7年度から令和16年度では17,555千円となっています。つまり10年間で17,555千円不足し、その分を資産維持費として費用に加えているというものです。

委員：先程説明があった「不足分」とは何の不足分か。

事務局：1年分の料金収入と比較した不足分です。

会長：事務局ではその年度末の資金残高を1年間の料金収入の合計になるよう目標設定されている。資金残高の目標数値に対して手元の資金残高が不足している分が1,166万円ということである。

これは将来の施設工事のための財源とはなっていない。財源となっているのであれば毎年233万円の利益を計上し、それを建設改良積立金に積み立て、手元に残しておかないといけない。今の形では財源が残らない。今回の資産維持費が本来の計算方法と違う考え方であることを良しとしても、本来の形で資産維持費を計上し、将来の施設更新のためにその財源を内部留保すると、もっと改定率が大きな数字になる。3ページの表は資産維持費を計上した形の表になっていないことを指摘しておきたい。この表が外部に公表されると問題があると考えている。

委員：皆さんのご意見をまとめると、今回の資産維持費は会計学上の資産維持費ではないという事ですね。それならば、「事業維持費」とか「不足額」とか名称を変えたらどうか。

会長：「目標資金残高に対する不足額」といったイメージか。

事務局：申し訳ありません。それでは表現を修正し、資料をお配りしたいと思います。

会長：それでは将来的な課題として次の点をお示しする。資産維持費を計上しなければ、将来の更新財源を留保することはできない。次回料金改定をする際には資産維持費の考え方をもう一度整理して、きちんとした形で計上していただきたい。

次に物価上昇率としてベースラインケース 0.5%を採用されている。今の状況において 0.5%で充分なのか、少なくとも名目成長率のベースライン 0.7%を採用すべきではないかという検討が必要である。

今後、経済の状況がどう変化するのか予測がつかない。物価が上振れするのか下振れするのか、どう変化するかによって後期の料金改定率が変わる可能性がある。

将来的な課題として示させていただく。

委員：工業用水道事業は、ただ単にかかった経費を企業に負担していただいたらいいというような単純な問題ではない。福崎町工業団地に進出していただいている企業は福崎町の宝である。企業は雇用を生み出してくれ、そして福崎町に多額の納税をしてくれている。大切にしなければいけない。だからと言って、いくらでも一般会計から繰出できるものでもないことも分かっている。必要な費用をただただ請求するのではなく、町長は政治的な判断をしていただきたい。

町長：工業団地には非常に優良企業が進出してくださっています。工業用水道事業の経営状況が、受水企業の経営の足かせにならないよう、助けることができるところは助けていきたいと考えています。福崎町工業用水道事業は当初、丸紅から財産を受贈され始まったものです。その関係で最初は工業用水道料金は安く抑えることができていました。しかし供用が開始してから約 50 年の月日がたち、修繕や更新しなければいけない部分が発生し、料金があがってしまったという経緯があります。工業用水道事業の水道料金について、どのあたりが適正なのか、受水企業の皆さん、議会とも相談しながら決定していきたいと考えています。

会長：企業誘致や地域の経済振興の観点と工業用水道事業の維持の観点の両方から今後は検討が必要であると考えます。

副会長：工業用水道事業を持続可能なものとするために、耐用年数の設定は必要である。工業用水道事業が供用開始されてから 50 年を迎えようとしている。施設の修繕や管の更新計画について準備が必要であると考えている。

会長：全体を通してご意見はないか。

委員：「ありません」の声あり。

会長：これで予定していた審議はすべて終了した。議事の進行についてご協力いただいたことに感謝する。

事務局：次の審議会について報告します。前回の審議会において、第 11 回審議会の日程を 3

月 13 日（木）に開催する旨の報告をさせていただいておりましたが、諸事情により 3 月 14 日（金）15 時に変更をお願いします。予定していただいている皆さん、大変申し訳ありませんがよろしくお願いします。

副会長：閉会あいさつ